

指定短期入所生活介護事業
特別養護老人ホーム きびハイツ

運 営 規 程

社会福祉法人 アミカル

第 1 条 この規程は、社会福祉法人アミカルが設置する特別養護老人ホームきびハイツが実施する短期入所生活介護サービスの適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定める。

(事業の目的)

第 2 条 要介護状態または要支援状態にある者に対し、ユニット型の適正な短期入所生活介護サービスを提供することを目的とする。

(運営の方針)

第 3 条 1. 短期入所生活介護の従業者は、利用者の有する能力に応じ、入浴・排泄・食事等の介護、その他の日常生活上の世話をを行い、利用者の心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図れるよう、利用者の立場に立った短期入所生活介護サービスを提供する。

2. 利用者一人ひとりの意思及び人格を尊重し、利用前の居宅における生活と利用後の生活が連続したものとなるよう配慮しながら、利用者が社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援する。

3. 短期入所生活介護サービスの実施にあたっては、居宅介護支援事業者、その他の保健医療サービスまたは福祉サービスを提供する者との連携に努めるとともに、関係市町村とも連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。

(名称及び所在地)

第 4 条 名称及び所在地は次の通りとする。

- ① 名 称 特別養護老人ホーム きびハイツ
- ② 所在地 岡山県加賀郡吉備中央町上野 1 8 8 3 - 5

(従業者の職種、員数及び職務内容)

第 5 条 従業者の職種、員数及び職務内容は次の通りとする。

- ① 管理者 兼務・常勤 1 名
管理者は当該施設の従業者の管理、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行う。
- ② 医師 嘱託 1 名
医師は、利用者の健康の状況に注意し、健康保持のための適切な医療を行う。
- ③ 生活相談員 兼務・常勤 1 名以上
生活相談員は、常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等を的確に把握し、利用者またはその家族からの相談に適切に応じるとともに必要な助言その他の援助を行う。
- ④ 介護職員 兼務・常勤換算 3 1 名以上
介護職員は、各ユニットにおいて利用者が相互に社会的関係を築き自律的な日常生活を営むことを支援するよう、利用者の心身の状況に応じて適切な技術を持って介護を行う。
- ⑤ 看護職員 兼務・常勤換算 3 名以上 (常勤 1 名以上)
看護職員は、利用者の健康の状況に留意するとともに、健康保持のための適切な看護を行う。
- ⑥ 管理栄養士 兼務・常勤 1 名以上

管理栄養士は、食事の提供にあたり、栄養並びに利用者の身体の状態及び嗜好を考慮した献立を作成する。

⑦ 機能訓練指導員 兼務・常勤1名以上

機能訓練指導員は、利用者の心身の状態を踏まえて、必要に応じ日常生活を送る上で必要な生活機能の改善または維持のための機能訓練を行う。

⑧ 介護支援専門員 兼務・常勤1名以上

介護支援専門員は、利用者・家族からの要望、利用者の健康上及び生活上の問題点、解決すべき課題等を踏まえて短期入所生活介護計画を作成する。

(ユニットの数及びユニットごとの利用定員)

第 6 条 短期入所生活介護のユニットの数は1とし、その定員は10名とする。また、特別養護老人ホームきびハイツの空床を利用する。ただし、特別養護老人ホームきびハイツの空床を利用する際は、入居者の居室の使用を妨げないものとする。

(短期入所生活介護サービスの内容)

第 7 条 短期入所生活介護の内容は、次の通りとする。

ホームにおいて、利用者に対して、入浴・排泄・食事等の介護、相談等の精神的ケア、社会生活上の便宜、日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を提供する。

(通常を送迎の実施範囲)

第 8 条 通常を送迎の実施範囲は吉備中央町、岡山市(旧福谷小学校区、旧建部町、旧御津町)、高梁市高梁小学校区の高梁川以東、総社市池田小学校区とする。

(利用料その他の費用の額)

- 第 9 条
1. 短期入所生活介護サービスの利用料の額は厚生労働大臣が定める基準によるものとする。(利用料の1割または2割もしくは3割…介護保険負担割合証に記載された割合)
 2. 厚生労働大臣が別に定める場合を除き、短期入所生活介護サービスの送迎費用について、自動車を使用した場合は、以下の額を徴収する。
送迎実施範囲外(通常を送迎実施範囲を越えた地点から)1kmにつき10円とする。
 3. 食事の提供、居室の提供に伴う費用の額
 - ・食事：朝食380円、昼食512円、夕食500円
 - ・居室：2,006円/1日
 - * 介護保険負担限度額の認定を受けている利用者に対しては、居住費について、その認定証に記載された金額を1日あたりとする。
食費については、1食あたりの請求とする。
経管栄養等の利用者で食費の単価が変わる場合は、その内容について説明を行うものとする。
 - * 食費は令和3年8月1日より朝食385円、昼食540円、夕食520円とする。
 4. 上記1～3に係る費用の徴収に際しては、予め利用者またはその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について文書において説明を行い、書面において利用者の

同意を得る。

5. その他、日常生活に係る費用等の徴収が必要となった場合は、その都度利用者またはその家族に説明をし、同意を得たものに限り徴収する。
 - ・電気代：55円／1日（個人の持ち込む電気製品一品につき）
 - ・喫茶代：50円／1回（飲み物とお菓子）、25円／1回（飲み物のみ）

（サービス利用にあたっての留意事項）

- 第10条
1. 災害その他やむを得ない事情がある場合を除き、利用定員及び居室定員を超えて入所させない。
 2. 利用者の使用する施設、食器その他の設備または飲用に供する水について、衛生的な管理に努める。
 3. 感染症の発生、蔓延しないよう必要な措置を講じる。
 4. 利用にあたっては、懇切丁寧を旨とし、利用者またはその家族に対して療養上必要な事項について理解しやすいように指導または説明を行う。また、利用者の心身の状況を踏まえて、日常生活を送る上で必要な援助を妥当適切に行うとともに、相当期間以上継続して入所する利用者については、短期入所生活介護計画に基づき、機能訓練及び日常必要な援助を行う。
 5. 利用者又は、他の利用者の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為は行わない。

（緊急時及び事故発生時における対応方法）

- 第11条
- 短期入所生活介護サービスの提供を行っているときに、利用者に病状の急変等が生じた場合は、応急処置を行い、その後必要な処置及び受診（協力病院）を行い、家族への連絡をするなど、必要な措置を講じる。

（利用者の守るべき留意事項）

- 第12条
1. 利用者は事業所の清潔、整頓、その他環境衛生の保持のために事業所に協力しなければならない。
 2. 利用者は、身上に関する重要な事項に変更が生じたときは、速やかに管理者または生活相談員に届け出なければならない。
 3. 利用者は、故意に事業所（設備及び備品）に損害を与えた場合は、その損害を弁償し、または原状に回復しなければならない。損害賠償の額は、利用者の収入及び事情を考慮して減免する事ができる。

（非常災害対策）

- 第13条
- 消防法施行規則第3条に規定する消防計画及び風水害、地震等の災害に対する計画に基づき、また消防法第8条に規定する防火管理者を設置して非常災害対策を行う。
- ① 防火管理者は、従業者の有資格者の中から事業所管理者が選任する。
 - ② 始業時・終業時には、火災危険防止のため、自主的に点検を行う。
 - ③ 非常災害用の設備点検は契約保守業者に依頼する。点検の際は、防火管理者が立ち会う。
 - ④ 非常災害設備は常に有効に保持するように努める。
 - ⑤ 火災発生や地震等の災害が発生した場合は、被害を最小限度にとどめるため、自衛消防隊を編成し、任務の遂行に当たる。

- ⑥ 防火管理者は、従業者に対して防火教育、消防訓練を実施する。
 - (1) 防火教育及び総合基本訓練（消火・通報・避難） 年2回以上
 - (2) 非常災害用設備の使用法の徹底 随時
- ⑦ その他必要な災害防止対策についても必要に応じて対処する体制をとる。

(その他運営に関する留意事項)

- 第14条 1. 従業者の資質向上を図るための研修の機会を設け、業務体制を整備する。
 - (1) 採用時研修 採用後3ヵ月以内
 - (2) 継続研修 年2回
2. 従業者は業務上知り得た利用者または家族の秘密を保持する。
3. 従業者であった者に業務上知り得た利用者または家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持させるべき旨を従業者との雇用契約の内容とする。
4. この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は社会福祉法人アミカルと事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

(苦情処理)

- 第15条 提供した短期入所生活介護サービスに関する利用者からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、苦情受付窓口の設置、担当者の配置、事実関係の調査の実施、改善措置、利用者又は家族に対する説明、記録の整備その他必要措置を講ずるものとする。

(虐待の防止)

- 第16条 虐待の発生又はその再発を防止するため、以下の措置を講ずるものとする。
- 1. 虐待の防止のための指針を整備する。
 - 2. 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
 - 3. 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施する。
 - 4. 上記措置を適切に実施するための担当者を置く。

(雑 則)

- 第17条 この規程を改正・廃止するときは社会福祉法人アミカル理事会の議決を経るものとする。

- (付 則) この規程は平成16年10月 1日から施行
- | | | |
|-------|--------|------|
| 平成17年 | 5月26日 | 一部改正 |
| 平成17年 | 10月 1日 | 一部改正 |
| 平成18年 | 2月 1日 | 一部改正 |
| 平成20年 | 11月21日 | 一部改正 |
| 平成22年 | 4月 1日 | 一部改正 |
| 平成24年 | 10月 1日 | 一部改正 |
| 平成25年 | 10月 1日 | 一部改正 |
| 平成28年 | 8月 1日 | 一部改正 |

平成29年11月	1日	一部改正
令和元年10月	1日	一部改定
令和3年4月	1日	一部改定